

常任委員会の動き

市民福祉

市民福祉委員会では、平成18年第4回定例会において付託となった、議案第15号「富良野市山部地区生活改善セン

ター設置条例の全部改正について」議案第16号「富良野市東山福祉センター設置条例の全部改正について」議案第17号「富良野市山部福祉センター設置条例の全部改正について」議案第18号「富良野市老人福祉センター設置条例の全部改正について」及び、議案第19号「富良野市勤労青少年ホーム設置条例の全部改正について」以上5件の条例改正案を閉会中に審査を行いました。

この5件の条例改正案は、「富良野市使用料、手数料設定基準」に基づいた使用料金の改正が大きな柱であり、その他文言整理を含む全部改正です。

本委員会では、担当部局に使用料金の改正根拠、施行規

則及び改正後の運用段階における基準、使用料の試算及び収入の見込み、これまでの利用者数の推移など、資料の提出とその説明を求め、慎重に審査を進めました。

審査の中では、総論として、使用者負担割合を求めた「サービスの性質別分類判断シート」については、富良野市独自の政策や住民ニーズ、地域格差を考慮する余地がないシートの設計になっていること、施設の設置や目的が、政策に対する位置づけとして不明瞭なこと等意見が出されました。これらの意見を踏まえ、「富



使用料が見直された老人福祉センター

総務文教

富良野市使用料、手数料設定基準」では、5年後に見直しを行うと定めていますが、先に述べた意見を整理した上で、「改めて見直しをすべき」との意見を付し、議案第15号「富良野市山部地区生活改善センター設置条例の全部改正について」議案第16号「富良野市東山福祉センター設置条例の全部改正について」議案第17号「富良野市山部福祉センター設置条例の全部改正について」議案第18号「富良野市老人福祉センター設置条例の全部改正について」議案第19号「富良野市勤労青少年ホーム設置条例の全部改正について」以上5件の条例は「原案どおり可決すべきもの」と決定しました。

総務文教委員会では、平成18年第4回定例会で付託となった、議案第10号「富良野市屋外スポーツ施設設置条例の制定」議案第12号「富良野市

生涯学習施設設置条例の全部改正」議案第13号「富良野市公民館設置条例の全部改正」議案第14号「富良野市文化会館

条例の全部改正」について閉会中、審査を進めてきました。□施設目的に沿った教育的配慮と利用者の視点を大切に

議案第10号「富良野市屋外

スポーツ施設設置条例の制定について」は、現在、生涯学習施設設置条例において定められている市民野球場と、規則で定められている、陸上競技場などの屋外スポーツ施設をまとめ、1本の条例として制定しようとするものであり、市民野球場以外、基本的に無料であった施設についても、利用者から一定の負担を求め

るもので、合わせて、計18のスポーツ施設を指定管理者による管理とする事を前提とし、その管理運営について定めようとするものです。議案第12号は、現行条例から、市民野球場を削除し利用料の見直しと料金改定を行うもので、議案第13号、14号は、利用料の見直しに伴う、料金改定が主なものであり、審査の経過の中では、情報提供のあり方、遠隔地・子供達など利用

者への配慮、市民協働を進めるうえでの説明責任の重要性、設置目的を失う事なく教育的配慮が必要など、多岐にわたる議論がありました。

□3点の審査意見

第1回定例会において、次の3点の意見を付して委員長報告を致しました。

①屋外スポーツ施設については指定管理者に移管後も、設置目的を尊重し、遠隔地における利用者への配慮と市民利用の促進を図ること。

②生涯学習センター、公民館、文化会館は、サークル活動の停滞につながらないよう地域コミュニティ活動の推進を図ること。

③市民要望が反映できるよう、



屋外スポーツ施設